

# 令和2年度 認可保育所・認定こども園（保育所部分） 利用申込案内

利用決定は先着順ではありません。本案内を必ずお読みいただき、受付期間内にお申込みください。

## 年度途中利用申込 受付期間

利用開始日の前月10日正午まで

※10日が土日祝日の場合は、前開庁日の正午まで

※郵便提出の場合、10日（土日祝日の場合は、前開庁日）消印有効

クラス年齢	生 年 月 日
0歳児クラス	平成31年4月2日 ～
1歳児クラス	平成30年4月2日 ～ 平成31年4月1日
2歳児クラス	平成29年4月2日 ～ 平成30年4月1日
3歳児クラス	平成28年4月2日 ～ 平成29年4月1日
4歳児クラス	平成27年4月2日 ～ 平成28年4月1日
5歳児クラス	平成26年4月2日 ～ 平成27年4月1日

### ❖ 目次

保育所等を利用するためには	P 1
必要書類	P 3
利用決定までの流れ	P 4
利用者負担額（保育料）の決定方法	P 5
利用者負担額（保育料）の納付	P 6
利用者負担額（保育料）に関する注意事項	P 6

よくある質問	P 7
町内保育施設位置図	P 9
町内認可保育所・認定こども園の紹介	P 10
町内届出保育施設の紹介	P 14
新宮町の子育て支援事業の紹介	P 15
・病児保育事業	
・病後児保育事業	

問い合わせ先 〒811-0124 福岡県糟屋郡新宮町新宮東2丁目5番1号  
シーオーレ新宮 子育て支援課 TEL 092-963-2995（直通）  
FAX 092-962-5333

## ❖ 保育所等を利用するためには

新規に保育所等を利用するためには住民登録のある市町村で教育・保育給付認定申請をする必要があります。

教育・保育給付認定申請に基づき、新宮町から支給認定証を交付します。(希望者のみ)

新宮町に転入予定で申し込む人は、新宮町に教育・保育給付認定申請をしてください。転入確定後、認定を行います。

### 【教育・保育給付認定の種類】

児童の年齢	申請要件	利用可能な施設	支給認定区分	保育の必要量の認定区分	1日当たり利用可能時間	申請先
満3歳以上	保育が必要な事由を有する	・認可保育所 ・認定こども園 (保育所部分)	2号	保育標準時間 (就労中等)	最長11時間	子育て支援課 シーオーレ新宮
				保育短時間 (育児休業中等)	最長8時間	
0歳から満2歳まで	保育が必要な事由を有する	・認可保育所 ・認定こども園 (保育所部分)	3号	保育標準時間 (就労中等)	最長11時間	
				保育短時間 (育児休業中等)	最長8時間	

### 【教育・保育給付認定申請要件（保育が必要な事由）】

児童の父母のいずれもが、次のア～コの保育が必要な事由に1つ以上該当する。

- ア 月64時間以上労働することを常態としている（会社勤務、自営業等）
- イ 妊娠中又は出産後間がない（出産予定の6週間前に属する日の月の初日から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで）  
ただし、育児休業中（利用希望日から1か月以内に復職予定の場合を除く）は家庭で保育できるとみなせるため、保育が必要な事由に該当しません（新規入園の申込はできません）。
- ウ 疾病、負傷、障がい等がある
- エ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している
- オ 災害等の復旧に当たっている
- カ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている
- キ 月64時間以上就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している ※通信教育は含まない
- ク 虐待やDVのおそれがある
- ケ 育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて町長が必要と認める場合
- コ その他、前各項目に類する状態であり町長が必要と認める場合

【教育・保育給付認定申請要件（保育が必要な事由）ごとの保育必要量】

① 就労時間等に応じて保育必要量を決定するもの

保育の必要性の事由	保育必要量（原則）	
	保育標準時間	保育短時間
ア 就労している	就労時間等が 月120時間以上	就労時間等が 月64時間以上 120時間未満
エ 同居の親族を常時介護又は看護している		
キ 就学している		

②その他

保育の必要性の事由	保育必要量（原則）
イ 妊娠中又は出産後間がない	保育標準時間
ウ 疾病、負傷、障がい等がある	
オ 災害等の復旧に当たっている	
ク 虐待やDVのおそれがある	
コ 町長が必要と認める場合	
カ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている	保育短時間
ケ 育児休業取得時に、既に保育を利用して いる児童がいて町長が必要と認める場合	

【教育・保育給付認定の有効期間】

認定の事由	有効期間（原則として保育が必要な事由に該当しなくなった日まで）
イ 妊娠・出産	出産予定の6週間前に属する日の月の初日から 出産後8週間を経過する日の翌日が属する月末まで
カ 求職活動	有効期間の開始日から上限90日を経過する日の月末まで
キ 就学等	保護者の卒業予定日の月末まで
コ その他	町長が必要と認める日まで
上記以外	小学校就学前まで※

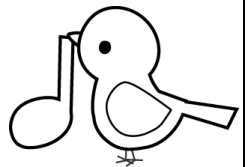
※児童が満3歳未満の場合、認定の有効期間は「児童が満3歳に到達する前日まで」です。  
この場合、満3歳到達時に新たな認定を行います。手続きは不要です。



## 必要書類

※ 必要書類が全て揃わない場合は、受付できません。

全員必要	<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定申請書（個人番号の記載が必要）																										
	<input type="checkbox"/> 令和2年度保育所等利用調整申込書																										
	<input type="checkbox"/> 保育が必要な事由を証明する書類（同住所の満18歳から満64歳までの人全員）																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保育が必要な事由</th> <th>証明する書類の種類（指定様式）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 就労</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    雇用されている人</td> <td>勤務・育児休業・採用予定証明書</td> </tr> <tr> <td>    自営業等</td> <td>自営業申立書（添付書類必要）</td> </tr> <tr> <td>イ 妊娠・出産</td> <td>母子手帳の写し（①保護者名、②出産予定日記載の部分）</td> </tr> <tr> <td>ウ 疾病・障がい等</td> <td>疾病・障がい状況申告書（診断書欄記入必要） 又は疾病・障がい状況申告書と各種障害者手帳の写し</td> </tr> <tr> <td>エ 介護・看護</td> <td>介護・看護状況申告書</td> </tr> <tr> <td>オ 災害復旧</td> <td>申立書</td> </tr> <tr> <td>カ 求職活動</td> <td>求職活動状況等申告書</td> </tr> <tr> <td>キ 就学等</td> <td>就学等（予定）申立書</td> </tr> <tr> <td>ク 虐待・DV</td> <td>児童相談所等関係機関からの意見書</td> </tr> <tr> <td>ケ 育児休業取得中</td> <td>勤務・育児休業（復職証明）・採用予定証明書</td> </tr> <tr> <td>コ その他</td> <td>申立書</td> </tr> </tbody> </table>	保育が必要な事由	証明する書類の種類（指定様式）	ア 就労		雇用されている人	勤務・育児休業・採用予定証明書	自営業等	自営業申立書（添付書類必要）	イ 妊娠・出産	母子手帳の写し（①保護者名、②出産予定日記載の部分）	ウ 疾病・障がい等	疾病・障がい状況申告書（診断書欄記入必要） 又は疾病・障がい状況申告書と各種障害者手帳の写し	エ 介護・看護	介護・看護状況申告書	オ 災害復旧	申立書	カ 求職活動	求職活動状況等申告書	キ 就学等	就学等（予定）申立書	ク 虐待・DV	児童相談所等関係機関からの意見書	ケ 育児休業取得中	勤務・育児休業（復職証明）・採用予定証明書	コ その他	申立書
	保育が必要な事由	証明する書類の種類（指定様式）																									
	ア 就労																										
	雇用されている人	勤務・育児休業・採用予定証明書																									
	自営業等	自営業申立書（添付書類必要）																									
	イ 妊娠・出産	母子手帳の写し（①保護者名、②出産予定日記載の部分）																									
	ウ 疾病・障がい等	疾病・障がい状況申告書（診断書欄記入必要） 又は疾病・障がい状況申告書と各種障害者手帳の写し																									
	エ 介護・看護	介護・看護状況申告書																									
オ 災害復旧	申立書																										
カ 求職活動	求職活動状況等申告書																										
キ 就学等	就学等（予定）申立書																										
ク 虐待・DV	児童相談所等関係機関からの意見書																										
ケ 育児休業取得中	勤務・育児休業（復職証明）・採用予定証明書																										
コ その他	申立書																										
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">           雇用主と三親等以内の親族関係がある場合は、「自営業申立書」         </div>																											
該当者のみ必要	<input type="checkbox"/> 転入予定で申し込む場合 世帯全員の住民票（続柄記載）・・・1通 ※利用開始日の3週間前までに住民登録がされない場合は、利用決定を取消すことがあります。																										
	<input type="checkbox"/> 平成31年1月2日以降に転入した場合 <b>市町村民税課税（非課税）証明書</b> （寄付金等の控除額の記載があるもの）・・・父母両方 〔 令和2年の4～8月利用を希望する場合…令和元（平成31）年度【平成30年中の収入に基づく】 令和2年の9～3月利用を希望する場合…令和2年度【令和元（平成31）年中の収入に基づく】 〕																										
	注）令和元年度中に保育所関係で提出している人は不要です。 ただし、提出後に修正申告等をした場合は、再度提出してください。																										
	<input type="checkbox"/> 在宅障がい児（者）がいる場合 各種手帳の写し（①氏名、②等級記載の部分）																										
	<input type="checkbox"/> 認可保育所等への入所を希望しない小学校就学前の児童がいる場合 家庭保育をしていない申立書																										



※ 父母以外に児童と同居する満18歳から満64歳まで（令和2年4月1日時点の年齢）の人全員の保育が必要な事由を証明する書類の提出がない場合、受付はしますが、家庭保育が可能とみなし、**優先順位に差をつけます**（保育可能な人がいる世帯といない世帯との公平性を図るため）

※住民票上は別（世帯分離）でも、同じ住所地に住んでいる場合は同一世帯として審査します。

## ❖ 利用決定までの流れ

提出書類や面接等により保育を必要とする程度を審査し、利用決定を行います。利用申込者が保育所等の定員を超えた場合は、「保護者の就労等の状況」や「家庭状況等」に応じて審査しますので、希望する保育所等を利用できないことがあります。

### 年度途中利用申込

申込書類提出期間

**希望する利用開始日の前月10日正午まで**

(10日が土日祝日にあたる場合は、前開庁日の正午まで)

シーオーレ新宮子育て支援課で受け付けます。

※郵便提出の場合は、10日(土日祝日の場合は前開庁日)必着。

審査(利用調整)

**毎月11日～15日頃**(土日祝日除く)

11日～15日が土日祝日にあたる場合は、審査が遅れる場合があります。

支給認定証交付

**毎月16日～20日頃**

利用可能な場合のみ、電話連絡します。利用する意思を確認後、支給認定証(希望する方のみ)及び利用可能の旨の通知、利用者負担額決定通知書を送付します。

「入所保留」となった場合は、利用保留者(待機児童)として登録され、翌月以降も審査の対象となります(登録は令和3年3月まで有効)。

(保留通知は原則1回発行)

利用決定

利用者負担額決定

保留

## ❖ 利用者負担額（保育料）の決定方法

0～2歳児クラスの児童の父母等の市町村民税の所得割課税額を合算した額に応じて第1から第8の階層区分を決定します。加えて、保育の必要量の認定区分（標準時間・短時間）により利用者負担額を決定します。

【注意】 国の指導により、「利用者負担額の算定」を行うに当たり、同居の扶養義務者（祖父母、18歳以上の親族等）がいる世帯の生計が、父母の収入のみで成り立っていないと認められる場合は、「家計の主宰者」を父母以外の者に認定し、その者の課税状況により利用者負担額を算定します。住民票上、世帯分離をしていても、利用者負担額算定の際は同一世帯とみなします。

### 令和2年度新宮町利用者負担額一覧

市町村民税階層区分		保育標準時間		保育短時間			
		0～2歳児クラス	3歳児クラス以上	0～2歳児クラス	3歳児クラス以上		
第1	生活保護世帯	無償	無償	無償	無償		
第2	市町村民税非課税世帯	無償		無償			
	ひとり親世帯、在宅障がい児者のいる世帯	無償		無償			
第3	所得割課税額48,600円未満	19,500 (9,750)		19,300 (9,650)			
	ひとり親世帯、在宅障がい児者のいる世帯	9,000 (0)		9,000 (0)			
第4	所得割課税額57,700円未満	30,000 (15,000)		無償		29,600 (14,800)	無償
	ひとり親世帯等は77,101円未満	9,000				9,000 (0)	
	所得割課税額97,000円未満	30,000 (15,000)				29,600 (14,800)	
第5	所得割課税額169,000円未満	44,500 (22,250)	43,900 (21,950)				
第6	所得割課税額301,000円未満	61,000 (30,500)	60,100 (30,050)				
第7	所得割課税額397,000円未満	80,000 (40,000)	78,800 (39,400)				
第8	所得割課税額397,000円以上	94,000 (47,000)	90,860 (45,430)				

○利用者負担額の算定の際、市町村民税のうち、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、（単位：円/月）

寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除額等は控除しません。

○「多子世帯に係る特例措置」は、「世帯年収約360万円未満相当」が対象となり、支給認定保護者と生計が同一の子や孫等がいる場合、年齢に関わらず特例措置の対象となります。また、「ひとり親世帯等」に係る利用者負担額については、市町村住民税所得割課税額が一定額以下の方の軽減措置が拡大されます。

○同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所等を利用している場合\*、利用者負担額は最も年齢の高い児童は上段の額、次に年齢の高い児童は（ ）内の額、3人目以降の児童は無料です。

○未婚のひとり親世帯につきましては、申請により寡婦控除がみなし適用される場合があります。

※ 利用者負担額軽減の算定対象人数には、以下の施設等を利用している就学前児童を含めます。  
「認可保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」、「特別支援学校幼稚部」、「情緒障害児短期治療施設通所部」を利用又は「児童発達支援及び医療型児童発達支援」を利用している就学前児童

## ❖ 利用者負担額（保育料）の納付

	認可保育所	認定こども園
納付先	新宮町	各認定こども園
納付方法	口座振替	口座振替
口座振替の手続き方法	<p>【用意するもの】</p> <p>①通帳 ②金融機関届出印</p> <p>【手続き場所】</p> <p>金融機関窓口</p> <p>シーオーレ新宮子育て支援課窓口</p> <p>※ゆうちょ銀行については、直接新宮郵便局窓口で手続きをしてください。</p> <p>※口座振替の手続きが完了するまでは納入通知書を郵送しますので、金融機関等で納付してください。</p>	認定こども園で手続きしてください。
口座振替日	毎月末日、12月は20日(予定) (金融機関休業日の場合は、翌営業日)	認定こども園に確認してください。

## ❖ 利用者負担額（保育料）に関する注意事項

- (1) 保育所等を休んだ場合やならし保育の期間中も、利用者負担額は通常の保育時間の場合と同額です。全額お支払いいただく必要があります。
- (2) 保育所等を退所（園）する場合の利用者負担額は、退所月（月末）までかかります。
- (3) 世帯員の増減や修正申告等により世帯状況が変更した場合は、利用負担額が変わることがありますので、すみやかにシーオーレ新宮子育て支援課にお知らせください（現年度分に限る）。
- (4) 直近の課税状況を反映させるため、9月から利用者負担額を切替えます。

令和2年4月～8月分の利用者負担額	令和2年9月～令和3年3月分の利用者負担額
令和元（平成31）年度市町村民税額により算定 【平成30年中の収入に基づく】	令和2年度市町村民税額により算定 【令和元（平成31）年中の収入に基づく】

- (5) 期日までに利用者負担額の納付がない場合、児童手当から天引き（特別徴収）し、利用者負担額に充てます。また、財産の差押処分等を行うことがあります。
- (6) 利用者負担額を滞納した状態で翌年度の利用申込をする場合は、個別に面接を行います。

## ❖ よくある質問

---

### 1 幼児教育・保育の無償化の対象となるのは？

認可保育所、認定こども園（保育所部分）に利用決定となった場合、3歳児（年少）クラスから5歳児（年長）クラスまでの児童は世帯の課税状況等に関係なく、利用者負担額（保育料）は無償となります。

また、0歳児クラスから2歳児クラスまでの児童については、住民税非課税世帯の児童が無償化対象です。

●食材料費や行事費などは保護者負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の児童と保育所等の施設に3人以上同時入所している場合の3人目以降の児童については、副食費（おかず、おやつ代）が免除されます。

●利用者負担額（保育料）の多子軽減（きょうだい児減免）については、無償化後も引き続き適用されます。同一世帯から2人以上の児童が保育所等を利用している場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。世帯に3歳以上児と3歳未満児がいる場合も軽減は適用されます。

### 2 ならし保育とは？

児童が新しい環境に慣れるために、利用開始日以降、通常の保育時間より短い保育時間でお預かりする保育のことです。

利用開始日の前に行うものではありません。

期間はおおむね2週間程度ですが、児童の状況により異なります。

### 3 転園したい

利用決定後の保育所等の変更はできません。

変更を希望する場合は、一度退所（園）していただき、改めて新規申込をしてください。

この場合、必ず入所（園）できるとは限りませんので、ご注意ください。

### 4 退所（園）したい

退所（園）月の10日までに保育所等又は子育て支援課に退所届を提出してください。

退所（園）日は月末となります。

### 5 育児休業中や求職中に新規申込みできるの？

**入所決定日から1か月以内に復職（就職）可能な場合は申込み可能です。**

利用開始の翌月初日までに復職（就職）後、復職（勤務）証明書を子育て支援課に提出してください。

復職（就職）が確認できない場合、家庭保育可能とみなし、退所（園）していただくことがあります。

（例）利用開始日が令和2年4月1日の場合は、5月1日までに復職（就職）してください。



## 6 出産後、今保育所等に通っている子どもは継続して利用できる？

母体保護を目的として、産後8週間を経過した日の翌日が属する月末まで継続利用可能です。その後育児休業を取得される場合、家庭保育が可能となるため、原則として保育所等は利用できなくなりますが、在園している児童の生活環境の変化等を考慮し、以下の取扱いとします。

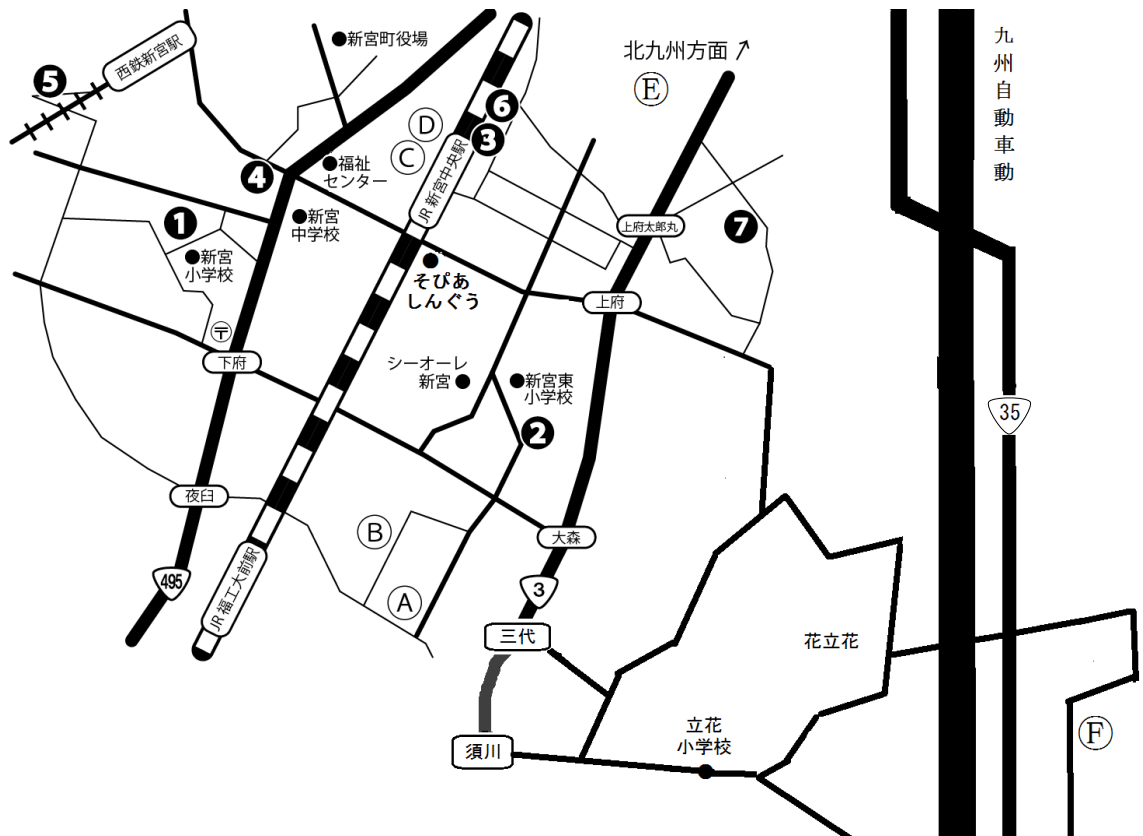
- (1) 産後8週間を経過した時点で、利用中の児童が**0, 1歳児クラス**に在籍している場合  
産後8週間を経過した日の翌日が属する月末で退所(園)となります。  
復職に伴って改めて新規申込をしてください。  
例) 令和2年9月5日生まれ  
→ 産後8週間を経過した日の翌日は令和2年11月1日 → 11月末に退所(園)。

- (2) 産後8週間を経過した時点で、利用中の児童が**2～5歳児クラス**に在籍している場合  
継続利用するか退所(園)するかを選択することができます。  
継続利用を希望する場合、出産日の翌日から原則30日以内に「育児休業に係る保育の実施継続承認申請書」兼「認定区分変更申請書」、「育児休業取得承認(予定)証明書」の2つを提出してください。  
なお、育児休業中に在園できるのは、産後8週間を経過した日の翌日が属する年度末までとなります。また、「保育短時間(1日最長8時間保育)」での認定区分となり、原則として延長保育は利用できません。

※この取扱いの例外として、厚生労働省による「次年度に小学校への就学を控えているなど、利用児童の環境の変化に留意する必要がある場合に、地域における保育の実情を踏まえたうえで、継続利用の取扱いとして差し支えない」旨の通知により、出生児が満1歳を迎える前日までの育児休業中に限り、5歳児については新年度の申込みも可能とします。

そのほか、次のような状況であれば、どの年齢のクラスに在籍している児童であっても継続利用が可能です。

- |   |   |                                     |
|---|---|-------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● 出生児の疾病</li><li>● 出産した母の疾病、障がい</li></ul> | } | いずれの場合も、その状況を確認できる書類(診断書等)が必要となります。 |
|---|---|-------------------------------------|

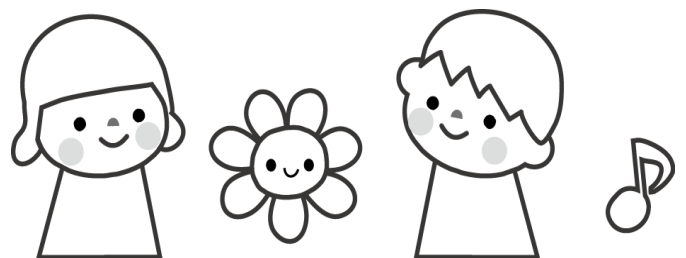


令和2年4月1日時点

認可保育所・認定こども園	
❶	暁華保育園 P. 10
❷	新宮つぼみ保育園 P. 11
❸	新宮つぼみ保育園分園 P. 11
❹	新宮杜の宮コスモス保育園 P. 12
❺	新宮下府コスモス保育園 P. 12
❻	新宮あおぞら保育園 P. 13
❼	上府あおぞら保育園 P. 13

届出保育施設 P. 14	
Ⓐ	新宮保育園
Ⓑ	セントマーク私立保育園
Ⓒ	新宮中央保育園
Ⓓ	セン英会話スクール新宮校
Ⓔ	Carén 保育園新宮北
Ⓕ	しんぐう里山ようちえん

※❹、❺は認定こども園です。



# ❖ 町内認可保育所・認定こども園の紹介

令和2年4月1日現在

●詳しい保育内容や見学の申込については、各保育所等にお問い合わせください。

●延長保育について

## 1 料金

1時間延長 月額2,500円

2時間延長 月額6,300円

## 2 注意事項

①1歳児クラスから利用可能です。

②利用される保育所等で事前登録が必要です。

③保育標準時間（1日最長11時間）の認定を受けた場合のみ利用できます。

育児休業中及び求職中は、保育短時間（1日最長8時間）での認定となり、原則として延長保育の利用はできません。

<p>きょうか  <b>①暁華保育園（社会福祉法人 きょうか福祉会）</b></p>		<p><b>電 話</b> 963-1616</p>	<p><b>F A X</b> 963-1619</p>
<p><b>所在地</b> 新宮町下府 3-13-1</p>	<p><b>電 話</b> 963-1616</p>	<p><b>定 員</b> 120人</p>	
<p><b>対 象</b> 概ね生後5か月以上</p>	<p><b>見 学</b> 随時受付（要電話予約）</p>	<p><b>クラス編成</b> 0～5歳 年齢別クラス</p>	
<p><b>保育標準時間</b> 平日 7:00～18:00 土曜 7:00～18:00</p>	<p><b>お む つ</b> 紙・布どちらでも可</p>	<p><b>保育方針</b> 仏教保育に基づいて、丈夫な体を養い、感謝や思いやりの心を育み、友だちと仲良くし、きまりを守れる子どもに育つよう調和のとれた保育を行います。</p>	
<p><b>保育短時間</b> 平日 9:00～17:00 土曜 9:00～17:00</p>	<p><b>利用者負担額以外の主な経費</b></p>		
<p><b>延長保育</b> 平日 ～19:00 土曜 ～19:00</p>	<p>・制服 3歳児クラス以上</p>	<p>・スモック 希望者のみ</p>	
<p><b>延長保育対象</b> 1歳児クラスから</p>	<p>・体操服 1歳児クラス以上</p>	<p>・帽子 あり</p>	
<p><b>休 園 日</b> 日曜、祝休日、年末年始(要確認) ※お盆（8/13-8/15）は希望保育</p>	<p>・バッグ 2歳児クラス以上</p>	<p>・道具類 あり</p>	
<p><b>行事・イベント等</b></p>	<p>・給食 3歳児クラス以上は月額5,000円 (主食は持参)</p>		
<p>4月 入園式            10月 運動会</p>			
<p>5月 歓迎遠足        12月 おゆうぎ</p>			
<p>7月 夏祭り            3月 卒園式</p>			

## ②新宮つぼみ保育園（社会福祉法人 輔仁会）

**所在地** 新宮町新宮東 5-1-18

**対象** 概ね生後 4 か月以上

**保育標準時間** 平日 7:00～18:00

土曜 7:00～18:00

**保育短時間** 平日 8:30～16:30

土曜 8:30～16:30

**延長保育** 平日 ～20:00

土曜 ～20:00

**延長保育対象** 1歳児クラスから

**休園日** 日曜、祝休日、年末年始(要確認)

※12/29, 12/30 は希望保育

### 行事・イベント等

4月 親子保育                      1月 親子保育  
6月 一日保育士月間            2月 発表会  
10月 運動会                      3月 卒園式・入園式  
11月 一日保育士月間

**電話** 941-2233      **F A X** 941-2244

**定員** 150人

**見学** 随時受付（要電話予約）

**クラス編成** 0～2歳      年齢別クラス

3歳以上      縦割りの異年齢クラス

**おむつ** 紙・布どちらでも可

**保育方針** 生活と遊びを通して、丈夫な身体と心を育てます。人と関わる力や感性を育むことを重視し、豊かな人間性の基礎を培います。

### 利用者負担額以外の主な経費

・制服      なし                      ・スモック      なし  
・体操服      3歳児クラス以上      ・帽子      2歳児クラス以上  
・バッグ      3歳児クラス以上      ・道具類      3歳児クラス以上  
・給食      3歳児クラス以上は月額 5,900円

## ③新宮つぼみ保育園 分園（社会福祉法人 輔仁会）

**所在地** 新宮町中央駅前 1-1-23

**対象** 概ね生後 4 か月以上

**保育標準時間** 平日 7:00～18:00

土曜 7:00～18:00

**保育短時間** 平日 8:30～16:30

土曜 8:30～16:30

**延長保育** 平日 ～19:00

土曜 ～19:00

**延長保育対象** 1歳児クラスから

**休園日** 日曜、祝休日、年末年始(要確認)

※12/29, 12/30 は希望保育

### 行事・イベント等

4月 親子保育  
6月 一日保育士月間  
10月 運動会  
11月 親子保育・一日保育士月間  
3月 発表会

**電話** 692-4711      **F A X** 692-4715

**定員** 30人（0～2歳児クラスのみ）

**見学** 随時受付（要電話予約）

**クラス編成** 0～2歳      年齢別クラス

**おむつ** 紙・布どちらでも可

**保育方針** 身近な大人との信頼関係の中、子どもたちが安心して健やかに生活できることを大切にします。また 0～2歳の発達に応じたあそびを提供し、子どもたちの興味を育みます。

### 利用者負担額以外の主な経費

・制服      なし                      ・スモック      なし  
・体操服      なし                      ・帽子      2歳児クラスのみ  
・バッグ      なし                      ・道具類      あり  
・給食      保育料に含まれる

#### ④認定こども園新宮杜の宮コスモス保育園(社会福祉法人聖会)

<b>所在地</b>	新宮町杜の宮 3-12-1	<b>電 話</b>	940-5235	<b>F A X</b>	940-5236
<b>対 象</b>	概ね生後3か月以上(首が座っていること)	<b>定 員</b>	120人		
<b>保育標準時間</b>	平日 7:00~18:00 土曜 7:00~18:00	<b>見 学</b>	随時受付(要電話予約)		
<b>保育短時間</b>	平日 8:00~16:00 土曜 8:00~16:00	<b>クラス編成</b>	0~1歳 縦割りの異年齢クラス 2歳以上 縦割りの異年齢クラス		
<b>延長保育</b>	平日 ~19:00	<b>おむつ</b>	紙		
<b>延長保育対象</b>	1歳児クラスから	<b>保育方針</b>	保育環境を通して、子どもたち一人一人が自由に自発的に取り組んでいく姿勢を大切にします。		
<b>休 園 日</b>	日曜、祝休日、年末年始(要確認) ※12/29, 12/30は希望保育	<b>利用者負担額以外の主な経費</b>			
<b>行事・イベント等</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・制服 なし</li> <li>・スモック なし</li> <li>・体操服 なし</li> <li>・帽子 なし</li> <li>・バッグ なし</li> <li>・道具類 なし</li> <li>・給食 3歳児クラス以上は月額5,500円</li> </ul>			
4月	入園式・親子ふれあい保育				
10月	スポーツフェスティバル				
1月	ファミリーフェスティバル				

#### ⑤認定こども園新宮下府コスモス保育園(社会福祉法人聖会)

<b>所在地</b>	新宮町下府 6-13-41	<b>電 話</b>	940-5540	<b>F A X</b>	940-5541
<b>対 象</b>	概ね生後3か月以上(首が座っていること)	<b>定 員</b>	120人		
<b>保育標準時間</b>	平日 7:00~18:00 土曜 7:00~18:00	<b>見 学</b>	随時受付(要電話予約)		
<b>保育短時間</b>	平日 8:00~16:00 土曜 8:00~16:00	<b>クラス編成</b>	0~1歳 縦割りの異年齢クラス 2歳以上 縦割りの異年齢クラス		
<b>延長保育</b>	平日 ~19:00	<b>おむつ</b>	紙		
<b>延長保育対象</b>	1歳児クラスから	<b>保育方針</b>	保育環境を通して、子どもたち一人一人が自由に自発的に取り組んでいく姿勢を大切にします。		
<b>休 園 日</b>	日曜、祝休日、年末年始(要確認) ※12/29, 12/30は希望保育	<b>利用者負担額以外の主な経費</b>			
<b>行事・イベント等</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・制服 なし</li> <li>・スモック なし</li> <li>・体操服 なし</li> <li>・帽子 なし</li> <li>・バッグ なし</li> <li>・道具類 なし</li> <li>・給食 3歳児クラス以上は月額5,500円</li> </ul>			
4月	入園式・親子ふれあい保育				
10月	スポーツフェスティバル				
1月	ファミリーフェスティバル				

## ⑥新宮あおぞら保育園（社会福祉法人 未来福祉会）

**所在地** 新宮町中央駅前 1-1-16

**対象** 概ね生後 3 か月以上

**保育標準時間** 平日 7:00～18:00

土曜 7:00～18:00

**保育短時間** 平日 9:00～17:00

土曜 9:00～17:00

**延長保育** 平日 ～19:00

**延長保育対象** 1 歳児クラスから

**休園日** 日曜、祝休日、年末年始(要確認)

※12/29, 12/30 は希望保育

### 行事・イベント等

4 月 入園式・遠足  
5 月 親子園足  
8 月 夏祭り  
10 月 運動会  
2 月 生活発表会

**電話** 940-5175 **F A X** 940-5176

**定員** 27 人 (0～2 歳児クラスのみ)

**見学** 随時受付 (要電話予約)

**クラス編成** 0～2 歳

**おむつ** 紙・布どちらでも可

**保育方針** 子どもが心地よく過ごせる安全な環境を作ります。また、家庭との連携を図り、保護者の協力の下に、子どもが情緒の安定した生活を送り、自己を十分に発揮しながら活動します。

### 利用者負担額以外の主な経費

・制服 なし ・スモック なし  
・体操服 なし ・帽子 あり  
・バッグ なし ・道具類 あり  
・体操教室 2 歳児クラスのみ ・絵本 全クラス  
・給食 保育料に含まれる

## ⑦上府あおぞら保育園（社会福祉法人 未来福祉会）

**所在地** 新宮町大字上府 683-4

**対象** 概ね生後 3 か月以上

**保育標準時間** 平日 7:00～18:00

土曜 7:00～18:00

**保育短時間** 平日 9:00～17:00

土曜 9:00～17:00

**延長保育** 平日 ～19:00

**延長保育対象** 1 歳児クラスから

**休園日** 日曜、祝休日、年末年始(要確認)

### 行事・イベント等

4 月 入園式 10 月 運動会  
5 月 親子歓迎園足 10 月 秋の遠足  
6 月 保育参観 2 月 生活発表会  
7 月 夏祭り 3 月 お別れ遠足  
8 月 サマーキャンプ 3 月 卒園式

**電話** 410-0401 **F A X** 410-0421

**定員** 120 人

**見学** 随時受付 (要電話予約)

**クラス編成** 0～5 歳 年齢別クラス

**おむつ** 紙・布どちらでも可

**保育方針** 子どもが心地よく過ごせる安全な環境を作ります。また、家庭との連携を図り、保護者の協力の下に、子どもが情緒の安定した生活を送り、自己を十分に発揮しながら活動します。

### 利用者負担額以外の主な経費

・制服 なし ・スモック 3 歳児クラス以上  
・体操服 3 歳児クラス以上 ・帽子 あり  
・バッグ 3 歳児クラス以上 ・道具類 2 歳児クラス以上  
・絵本 全クラス ・教材費 全クラス  
・給食 3 歳児クラス以上は月額 6,000 円

## ❖ 町内届出（認可外）保育施設の紹介

令和元年 10 月 1 日現在

届出保育施設とは、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

保育の必要性の認定の有無に関係なく、保育を希望する保護者は施設に直接申し込み、施設との直接契約を行います。また住民登録の要件はありませんので、新宮町外の届出施設を利用することも可能です。福岡県内の届出保育施設については、福岡県庁のホームページから確認できます。

利用料、保育時間等は、各施設で異なりますので、直接お問い合わせください。

基準適合	施設名 (住所)	電話番号	月極契約	一時預かり
○	新宮保育園 (新宮町夜臼 5-4-26)	941-2755	6 か月～就学前	6 か月～就学前
	セイントマーク私立保育園 (新宮町夜臼 5-9-19)	963-3028	3 か月～就学前	3 か月～就学前
○	新宮中央保育園 (新宮町緑ヶ浜 4-15-8)	963-1410	3 か月～就学前	6 か月～就学前
○	セシ英会話スクール新宮校 (新宮町緑ヶ浜 4-15-8)	962-1005	1 歳～6 歳	2 歳～12 歳
	Caren 保育園新宮北 (新宮町上府北 2-15-30 1F)	410-2909	5 か月～5 歳	5 か月～5 歳
	しんぐう里山ようちえん (新宮町立花園 267-3)	692-9237	3 歳～5 歳	なし

### ① 利用する前に必ず施設にお問い合わせください

掲載日以降に内容に変更等が生じ、実際には記載内容と異なる場合があります。

### ② 基準適合欄に○がある施設とは

認可外保育施設指導監督基準に照らして、福岡県が立入調査を行い、指導監督基準を満たしていることが確認された施設です。

## ★幼児教育・保育の無償化に関して★

「保育の必要性の認定」を受け、届出保育施設を利用した場合、3歳児（年少）クラスから5歳児（年長）クラスの児童については月額上限 3.7 万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の児童については月額上限 4.2 万円までの利用料が無償化の対象となります。詳しい手続き方法については、子育て支援課または各施設にお尋ねください。

## ❖ 新宮町の子育て支援事業

### 【病児保育事業】

児童が病気にかかっており、集団での保育が困難な場合や、保護者の就労等のため児童を家庭保育できない場合に、医師の診断に基づき、児童を一時的にお預かりします。

利用に当たって、子育て支援課での事前登録が必要です。

- 1 登録できる対象児童 新宮町在住の1歳から小学6年生までの児童
- 2 登録に必要なもの ①印鑑、②児童の健康保険証、③子ども医療証 等

実施場所	福岡東医療センター内たんぼぼ（古賀市千鳥1丁目1番1号）	
電 話	092-943-2331（福岡東医療センター 代表）	
開所日時	月曜日～金曜日 午前8時00分～午後6時（土日、祝日、年末年始等除く）	
利用料金 （日額）	生活保護世帯	0円
	その他の世帯	2,000円

実施場所	病児保育ルーム ここん・こが（古賀市今の庄2丁目2番13号）	
電 話	092-410-5674	
開所日時	月曜日～金曜日 午前8時15分～午後5時30分 （土日、祝日、お盆、年末年始、休診日除く）	
利用料金 （日額）	生活保護世帯	0円
	町民税非課税世帯	1,000円
	その他の世帯	2,000円

### 【病後児保育事業】

児童が病気にかかり、病気が回復に向かっているも集団での保育が困難な場合や、保護者の就労等のため児童を家庭保育できない場合に、医師の診断に基づき、児童を一時的にお預かりします。

利用に当たって、子育て支援課での事前登録が必要です。

- 1 登録できる対象児童 新宮町在住の生後6か月から小学6年生までの児童
- 2 登録に必要なもの ①印鑑、②児童の健康保険証、③子ども医療証 等

実施場所	鹿部保育所内おひさまルーム（古賀市美明2丁目2番1号）	
電 話	092-943-6164	
開所日時	月曜日～土曜日 午前7時30分～午後6時（日曜、祝日、年末年始除く）	
利用料金 （日額）	生活保護世帯及び市町民税非課税世帯	0円
	その他の世帯	2,000円